

「福祉・介護職員処遇（特別）改善加算計画」及び「特定処遇改善加算計画」について

（処遇改善加算は、福祉職の支援スタッフが対象 2020年4月1日版）

社会福祉法人みなと舎

1, 対象事業所

ゆう（生活介護）、ショートステイゆう（単独型短期入所）、ヘルパーゆう（居宅介護・重度訪問）、ケアホームはなえみ（共同生活援助）、ケアホームはなあかり（共同生活援助）、ライフゆう（療養介護・医療型障害児入所施設）、ショートステイ・ライフゆう（併設型短期入所）、ライフゆう学齢デイ（放課後等デイサービス）、ライフゆうラボ（生活介護）

2, 対象職員

【基本：福祉職—常勤支援スタッフ、非常勤支援スタッフ】

(1) 福祉・介護職員処遇改善加算の対象

…常勤・非常勤支援スタッフ（ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、世話人）

※ サービス管理責任者・サービス提供責任者・児童発達支援管理責任者・相談支援専門員は法人独自の対応。

(2) 福祉・介護職員特定処遇改善加算の対象

…常勤支援スタッフ、非常勤支援スタッフ（ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、世話人、サービス管理責任者、サービス提供責任者、児童発達支援管理責任者）

※ 相談支援専門員は法人独自対応。

3, 賃金改善期間

【2020年4月1日～2021年3月31日】

※「福祉・介護職員処遇改善加算」は、当法人は2011年まで実施された「福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金を取得していたため、2011年度の賃金水準（助成金による賃金改善の部分を除く）が基準になります。

※「福祉・介護職員特定処遇改善加算」は、2018年度の賃金の総額を基準に、現行加算による賃金改善とは区別して判断しますが、特定加算を取得していない場合の賃金水準（特定加算による賃金改善部分を除く）が基準になります。

4, 取得加算区分

【処遇改善加算（I）及び特定処遇加算（I）（II）】

5, 取得方法

【各事業所は、就業規則や給与規定が同一に運営されているため、法人単位で一括の配分】

6, 改善方法及び改善金額

【2020年度における賃金改善の見込み（想定予測）】

・前年の該当する福祉職員の賃金総額（処遇改善加算等を除く） <u>A</u> ……………200,330,374円
※ 賃金総額には、交通費、時間外勤務費等の賃金を含めた前年1月～12月までの総額で計算。
※ 前年の処遇改善加算の総額 ……………24,110,400円
※ 前年の特定加算の総額 ……………2,028,535円
・加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の福祉職員の総額（見込額） <u>B</u> ……………227,034,840円
・賃金改善の見込み総額(想定) <u>B-A</u> …………… 26,704,466円

【経験・技能のある障害福祉人材の考え方】(2019年10月1日より実施)

給与規定 第9条 第10条 別表 賃金並びに別表4諸加算・諸手当 初任給時給Ⅱに基づく

(1) グループA「技術・技能のある福祉職」について

①A 常勤職員②当法人勤務年数10年以上(4月1日現在) ③保育士・社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の何れかを有し、①から③までのすべての条件を満たす支援スタッフ(福祉職)。

(2) グループB「他の福祉職」について

グループA以外の常勤、非常勤含めた支援スタッフ(福祉職)。

【改善金額及び内容】

給与規定 第9条 第10条 別表 賃金並びに別表4諸加算・諸手当に基づく

(1) ベースアップ: ① 70円(全職種対象—2014年4月実施、継続)

②・グループA「技術・技能のある福祉職」について(2019年10月実施、継続)
グループAの条件を満たす支援スタッフの基本最低時給を125円ベースアップ(ただし、55円分は他の福祉職と同様のベースアップ額含む)。

・グループB「他の福祉職」について(2019年10月実施、継続)

常勤、非常勤含め支援スタッフは基本最低時給55円のベースアップ。

・職種加算を含め1,000円以下の職種に対して時給55円のベースアップ。但し、臨時職員等は1,020円とする。(2019年10月実施、継続)

・相談支援専門員は、「グループA」及び「グループB」と同様の内容を法人独自対応で実施。(2019年10月実施、継続)

(2) 昇給: A 常勤30円~15円/時、 B 常勤20円~10円/時、 非常勤10円~5円/時

(3) 夜勤手当: ライフゆう(10,000円/回)、ケアホーム・ショートステイ(7,500円/回)

(4) 資格手当: 初任者研修取得(1,000円/月)、介護福祉士(4,000円/月)、社会福祉士(5,000円)、保育士(4,000円/月)、社会福祉主事(5,000円/月)、精神保健福祉士(5,000円/月) 心理担当職員・心理士(5,000円/月)

(5) 役職手当: 20,000円~40,000円/月

(6) 休日手当: 500円~1,000円/日、ヘルパー従事者手当(1,000円/月)

(7) 年末年始手当(12/30~1/3): 2,500円~7,500円/日

(8) その他: 法定福利費(法人負担分・健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料)の差額も計上

7、 福祉・介護職員処遇改善に要した内容及び費用(賃金改善に関するものを除く—平成20年

10月からの取り組み) について

【キャリアパス要件】

(1) キャリアパス要件Ⅰ

・職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。

・職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。

⇒ 就業規則及び給与規定・退職金規程及び雇用発令通知書・雇用契約書兼労働条件通知書に記載しています。

(2) キャリアパス要件Ⅱ

・利用者のニーズに応じた良質なサービスを提供するために、介護技術、コミュニケーション能力、協調性、問題解決能力、マネジメント能力等の向上に努める。

⇒ 法人業務上必要となる資格取得に関する有給(就業規則第37条別表3に基づく)

⇒ 資質向上のための法人主催研修会の開催(就業規則第42条2項に基づく)

⇒ 資質向上のための法人主催研修会の開催。(今年度は、7月、12月、2月に実施予定)

《研修会等企画費(講師費)》

平成20年度	40,000円	平成24年度	122,221円	平成28年度	77,954円
平成21年度	0円	平成25年度	22,274円	平成29年度	206,033円

平成 22 年度	33,333 円	平成 26 年度	89,096 円	平成 30 年度	348,309 円
平成 23 年度	77,777 円	平成 27 年度	100,233 円	2019 年度	200,466 円

(3) キャリアパス要件Ⅲ

- ・経験に応じて昇給の仕組み
⇒給与規定・退職金規程の別表に記載しています。

【職場環境等要件】

(1) 資質の向上

⇒働きながら喀痰吸引研修の受講支援

《費用（研修受講費）》

平成 24 年度	30,000 円	平成 27 年度	315,840 円	平成 30 年度	84,000 円
平成 25 年度	185,000 円	平成 28 年度	96,000 円	2019 年度	123,160 円
平成 26 年度	108,000 円	平成 29 年度	145,000 円		

(2) 職場環境、処遇の改善

⇒平成 24 年・定年の引き上げ（就業規則第 17 条）

⇒平成 26 年・職員休憩室の設置、居室内リフターの設置（費用…建設費を含む）

⇒平成 27 年・移動式リフターの導入（費用 月 10,000 円/非課税）

⇒平成 28 年・移動式リフターの導入（費用 月 10,000 円/非課税）

⇒平成 30 年・移動式リフターの導入（費用 月 10,200 円/非課税）

⇒ 2019 年・移動式リフターの導入（費用 月 15,300 円/非課税）

⇒ 2020 年・移動式リフターの導入（費用 月 15,300 円/非課税）

《無認可保育園運営経費》（事業所内保育設備の整備…建設費を含む）

平成 27 年度	1,355,551 円	平成 29 年度	2,001,358 円	2019 年度	2,081,107 円
平成 28 年度	1,230,238 円	平成 30 年度	1,475,731 円		

⇒健康診断及びインフルエンザ予防接種（全職員対象で一部補助あり）

《全職員対象に一部補助…法人負担として法定外の職員も対象とした費用》

平成 24 年度	189,700 円	平成 27 年度	791,442 円	平成 30 年度	906,926 円
平成 25 年度	249,305 円	平成 28 年度	524,104 円	2019 年度	303,498 円
平成 26 年度	513,908 円	平成 29 年度	1,098,027 円		

⇒心の健康のためのストレスチェックの導入（週 30 時間以外の職員も対象として費用）

平成 28 年度	233,280 円	平成 30 年度	172,800 円		
平成 29 年度	156,600 円	2019 年度	176,000 円		

(3) その他

⇒平成 24 年・常勤職員への転換（就業規則 第 4 条）追加

⇒平成 29 年・無期労働契約への転換に関する規定の作成

⇒事務職員の増員による業務負担の軽減（業務負担軽減等のため、事務職員の増員と共に常勤職員体制への転換を図ってきました。※年度途中入退職者を含めた費用）

年度	増員数	増員人件費	年度	増員数	増員人件費
平成 26 年度	常 2 名・非 1 名	3,743,190 円	平成 29 年度	常 1 名	1,465,625 円
平成 27 年度	常 4 名	7,840,246 円	平成 30 年度	常 2 名	2,715,632 円
平成 28 年度	常 3 名	2,459,840 円	2019 年度	派遣 1 名・常 3 名	10,422,283 円

⇒情報公開・発信等の取り組み、理念等の周知活動の費用（ホームページ等の作成と管理費用）

平成 23 年度	126,500 円	平成 26 年度	1,294,224 円	平成 29 年度	438,000 円
平成 24 年度	438,000 円	平成 27 年度	438,000 円	平成 30 年度	689,100 円
平成 25 年度	1,900,650 円	平成 28 年度	438,000 円	2019 年度	2,205,608 円